

会則改正草案

現 行	改 正 案
第1章 総則	第1章 総則
(名称) 第1条 本会は、成城学園同窓会と称する。	(名称) 第1条 本会は、成城学園同窓会と称する。
(目的) 第2条 本会は、 <u>成城学園の同窓生相互の親睦を図り、かつ母校の発展に協力することを目的とする。</u>	(目的) 第2条 本会は、 <u>次の各号に掲げることを目的とする。</u> (1) <u>成城学園の同窓生相互の親睦並びに支援を図ること</u> (2) <u>同窓生が教職員および保護者と紡ぎあげてきた母校の歴史を継承し、次代に伝承すること</u> (3) <u>成城学園の発展に協力すること</u> (4) <u>成城学園と協力し、在校生を支援すること</u>
(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) <u>会誌および会員名簿の発行</u> (2) <u>懇親パーティその他の集会の開催</u> (3) <u>学校法人成城学園評議員の選出その他学校法人成城学園から委嘱された事務</u> (4) <u>成城大学または成城大学大学院の学生への各種支援</u> (5) <u>その他必要な事業</u>	(事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) <u>会員情報の管理</u> (2) <u>会誌の発行、ホームページ等を通じた、会員への情報提供</u> (3) <u>成城パーティーおよびその他のイベントの企画・開催</u> (4) <u>学校法人成城学園から委嘱された評議員の選出およびその他の事務</u> (5) <u>同窓生および在校生への各種支援</u> (6) <u>その他必要な事業</u>
(事務所) 第4条 本会は、事務所を東京都 <u>世田谷区成城6丁目1番20号成城学園内</u> に置く。	(事務所) 第4条 本会は、事務所を東京都 <u>世田谷区</u> に置く。
第2章 会員	第2章 会員
(会員) 第5条 本会は、次の各号に掲げる者を会員とする。 (1) <u>旧制成城高等学校、旧制成城高等女学校、成城学園高等学校、成城大学もしくは成城大学短期大学部（成城短期大学）を卒業した者、または同専攻科もしくは成城大学大学院の課程を修了した者</u> (2) <u>学制改革によって昭和24年3月に旧制成城高等学校第1学年を修了した者</u> (3) <u>理学部の廃止によって昭和28年3月に成城大学を退学した者</u> (4) <u>経済学部の医歯学進学課程の廃止によって昭</u>	(会員) 第5条 本会は、次の各号に掲げる者を会員とする。 (1) <u>旧制成城高等学校を卒業した者および昭和24年3月に同校第1学年を修了した者</u> (2) <u>旧制成城高等女学校を卒業した者</u> (3) <u>昭和28年3月の成城大学理学部廃止および昭和29年3月の成城大学経済学部医歯学進学課程の廃止に伴い成城大学を退学した者</u> (4) <u>成城短期大学および成城大学短期大学部を卒業した者、並びにそれぞれの専攻科を修了した者</u> (5) <u>アルザス成城学園高等部を卒業した者</u>

和 29 年 3 月に成城大学を退学した者

(5) アルザス成城学園高等部を卒業した者

(6) 成城大学大学院の課程において修了に必要な単位を修得して退学した者

(7) 前各号に掲げる者のほか、学校法人成城学園が設置する学校にかつて在学し、年齢 18 年に達した者で、入会の届出をし、常任委員会でこれを受理した者

(学生会員)

第 6 の 2 成城大学または成城大学大学院の学生で第 37 条第 2 項の定める終身会費を卒業または修了前に納めた者 (会員を除く。) を学生会員とする。

(特別会員)

第 6 条 本会に、特別会員として、教職員会員および名誉会員を置く。

2 学校法人成城学園の教職員および旧教職員 (非常勤を除く。) を教職員会員とする

3 常任委員会が指名した者を名誉会員とする。

(会費)

第 37 条 本会の会費は、終身会費および維持会費とする。

2 終身会費は、金 40,000 円とし、維持会費は、1 口につき年額 3,000 円とする。

3 会員は、終身会費全額を納付しなければならない。

4 会員及び学生会員は、随時、維持会費 1 口以上を納付することができる。

第 3 章 代 議 員

(代議員)

第 7 条 本会に、代議員を置く。

(代議員の職務)

第 11 条 代議員は、学校法人成城学園評議員のうち卒業
者から選出すべき者の選出のほか、この会則に定める
事項を行なう。

(指名常任委員の代議員資格)

第 25 条 第 22 条第 3 項の規定によって常任委員長に任

(6) 成城学園高等学校を卒業した者

(7) 成城大学を卒業した者

(8) 成城大学大学院の課程を修了した者および修了に必要な単位を取得して退学 (以下、総称して「修了」という) した者

(9) 前各号に掲げる者のほか、学校法人成城学園が設置する学校にかつて在学し、年齢 18 年に達した者で、入会の届出をし、常任委員会でこれを受理した者

(学生会員)

第 6 条 成城大学または成城大学大学院に入学、もしくは在籍している者 (会員を除く。) を学生会員とする。

2 学生会員は第 8 条第 1 号の終身会費を別途定める方法で納めるものとする。

(特別会員)

第 7 条 本会に、特別会員として、教職員会員および名誉会員を置く。

2 学校法人成城学園の教職員および旧教職員 (非常勤を除く。) を教職員会員とする。

3 常任委員会が指名した者を名誉会員とする。

(会費)

第 8 条 本会の会費は次の通りとする。

(1) 終身会費：40,000 円

(2) 維持会費：3,000 円以上

2 会員は、終身会費全額を納付しなければならない。ただし、学生会員は、在籍期間に分割して納付することができる。

第 3 章 代 議 員

(代議員)

第 9 条 本会に、代議員を置く。

(代議員の役割)

第 10 条 代議員は、第 12 条に定める各選出区分の代表として、同窓会の議決機関である代議員会の議事に参加し、この会則に定める事項を行う。

2 代議員は、学校法人成城学園評議員のうち、卒業者から選出すべき者の選出を行う。

(代議員の選出区分)

第 11 条 代議員は、第 5 条に定める区分および支部から選出された者が務める。

2 前項の者に加えて、第 29 条第 3 項の規定によって

命された常任委員が代議員でないときは、その在任中、代議員とする。

(代議員の定数)

第8条 代議員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 旧制成城高等学校を卒業した者(第5条第2号に掲げる者を含む。第24条第1号において同じ。)卒業時(第5条第2号に掲げる者においては、修了時)のクラスごとに1名とする

(2) 旧制成城高等女学校を卒業した者 卒業時のクラスごとに2名

(4) 第5条第3号および第4号に掲げる者退学時のクラスごとに1名

(3) 成城大学各学部もしくは成城大学短期大学部(成城短期大学)を卒業した者、または同専攻科を修了した者 成城大学各学部、成城大学 短期大学部(成城短期大学)または同専攻科ごとに、同一年次に卒業または修了した者 75名につき1名(38名以上の端数を生じたときは1名を加算する。)ただし、同一年次に卒業または修了した者の総数が75名に達しない場合は1名とする。

(7) 第5条第5号に掲げる者 卒業時の学年ごとに1名

(6) 成城学園高等学校を卒業した者 卒業時のクラスごとに1名

(5) 成城大学大学院の課程を修了した者および 同課程において修了に必要な単位を取得して退学した者 全体として修了または退学の年次ごとに1名

(8) 第5条第7号に掲げる者 全体として1名

常任委員会が会員から指名し、常任委員長が任命した常任委員が代議員でない場合には、常任委員としての任期中に限り、代議員とする。

(代議員の定数)

第12条 代議員は次の各号に定めるところに従い、定数を設ける。

(1) 旧制成城高等学校を卒業した者および昭和24年3月に同校第1学年を修了した者については、卒業時または修了時のクラスごとに1名とする

(2) 旧制成城高等女学校を卒業した者については、卒業時のクラスごとに2名とする

(3) 昭和28年3月の成城大学理学部廃止および昭和29年3月の成城大学経済学部医歯学進学課程の廃止に伴い、成城大学を退学した者については、退学時のクラスごとに1名とする。

(4) 成城短期大学および成城大学短期大学部を卒業した者、並びにそれぞれの専攻科を修了した者については、同一年次に卒業した者75名につき1名(38名以上の端数が生じたときは1名を加算する。)とする。ただし、同一年次に卒業した者の総数が75名に達しない場合は1名とする

(5) アルザス成城学園高等部を卒業した者については、卒業時のクラスごとに1名とする

(6) 成城学園高等学校を卒業した者については、卒業時のクラスごとに1名とする

(7) 成城大学各学部を卒業した者については、同一年次に卒業した者75名につき1名(38名以上の端数が生じたときは1名を加算する。)とする。ただし、同一年次に卒業した者の総数が75名に達しない場合は1名とする

(8) 成城大学大学院の課程を修了した者については、修了または退学の年次ごとに1名とする

(9) 学校法人成城学園が設置する学校にかつて在学し、年齢18歳に達した者で、入会を届け出て常任委員会でこれを受理した者については、75名につき1名(38名以上の端数が生じたときは1名を加算する。)とする

(10) 第45条に定める支部会については、同窓会員のうちからその組織で選任された1名とする

(9) 第 25 条の規定による者 5 名以内

2 前項各号に掲げる者が存在しないときは、その定数は 0 名とする。

(代議員の選任)

第 9 条 前条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる代議員は、当該各号に掲げるクラス等（以下「選挙単位」という。）ごとに、当該選挙単位に所属する会員の互選によって選出する。

2 前条第 1 項第 8 号に掲げる代議員は、第 5 条第 7 号に掲げる者の互選によって選出する。

3 同一人が 2 以上の選挙単位等から選出されたときは、そのうち最後に卒業、修了、または退学した選挙単位の代議員の地位を得るものとする。

(代議員の任期)

第 10 条 代議員の任期は 6 年とし、重任を妨げない。ただし、成城学園高等学校、成城大学、成城大学短期大学部（成城短期大学）または成城大学 大学院を新たに卒業、修了または退学した者から選出される代議員の任期は、3 年を超え 9 年を超えない範囲において常任委員会が予め定める期間とすることができる。

2 代議員が欠員となった場合、その後任の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3 代議員は、その任期満了の後でも、後任者の就任するまでは、なおその職務を行なう。

第 4 章 代 議 員 会

(代議員会)

第 12 条 本会に、議決機関として、代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員全員をもって組織する。

(代議員会の権限)

第 13 条 代議員会は、学校法人成城学園評議員のうち卒業生から選出すべき者の選出に関する規定の制定および改変のほか、この会則に定める

(11) 第 11 条第 2 項の規定による者 5 名以内とする

2 前項各号に掲げる者が存在しないときは、その定数は 0 名とする。

(代議員の選任)

第 13 条 前条第 1 項第 1 号から第 8 号に該当する代議員は、前条の各号ごとに当該選出区分に所属する会員の互選によって選出する。

2 前条第 1 項第 5 号から第 8 号に該当する代議員のうち、各選出区分を新たに卒業、修了した者または退学した者については、常任委員会からの指名をもって選出とする。

3 前条第 9 号に該当する代議員は、その組織で選任された者をもって充てることとする。

4 同一人が 2 以上の選出区分等から選出されたときは、原則として本人の希望する選出区分からの代議員を務めるものとする。

5 その他詳細については別に定める。

(代議員の任期)

第 14 条 代議員の任期は 6 年とし、再任を妨げない。

2 前条第 2 項に該当する代議員の任期は、3 年を超え 9 年を超えない範囲において常任委員会が予め定める期間とすることができる。

3 代議員が欠員となった場合、その後任の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 代議員は、その任期満了の後でも、当該選出区分における後任者が就任しない場合には、就任までの間その職務を行う。

第 4 章 代 議 員 会

(代議員会の構成)

第 15 条 本会に、議決機関として、代議員会を置く。

2 代議員会は、第 12 条に定める代議員全員をもって組織する。

(代議員会の権限)

第 16 条 代議員会は、以下の事項を所掌する。

(1) 本会の予算・決算に関わる事項

(2) 本会会則の改定に関わる事項

<p>事項を決定する。</p> <p>(定時代議員会)</p> <p>第 16 条 定時代議員会は、毎年 3 月および 10 月または 11 月の 2 回招集しなければならない。</p> <p>(臨時代議員会)</p> <p>第 17 条 臨時代議員会は、つぎの場合、会長が招集する。</p> <p>(1) 常任委員会が決定したとき</p> <p>(2) 代議員の 50 名以上の者が、会議の目的を明示した書面をもって常任委員会に請求したとき</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第 14 条 代議員会は、常任委員会の決定に基づき、会長が招集する。</p> <p>第 19 条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地震、水火災、感染症の蔓延等の非常事態の場合において、代議員会を招集することが困難であると常任委員会が認めたときは、代議員に書面によって議決権を行使させることをもって代議員会に代えることができる。この場合における通知については第 15 条を、議事については第 19 条第 1 項、第 2 項（議長に係る規定を除く。）及び第 5 項を準用する。</p> <p>3 前項に定める書面による議決権の行使は、本会が発行する議決権行使書によらなければならない。</p> <p>4 会長は、第 2 項の定めに基づき代議員に書面によって議決権を行使させたときは、その結果を公表しなければならない。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 15 条 代議員会を招集するには、会日から 14 日前までに、各代議員に対し、会議の目的事項を明示して、その通知を発することを要する。</p>	<p>(3) 学校法人成城学園評議員のうち、卒業生から選出すべき者の選出に関する規程等の制定および改定に関わる事項</p> <p>(4) 基金の積立および使途に関する事項</p> <p>(5) その他、常任委員会が提出した事項</p> <p>(代議員会の開催)</p> <p>第 17 条 代議員会は、3 月および 11 月の年 2 回開催する。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、次の場合には、臨時代議員会を会長が招集する。</p> <p>(1) 常任委員会が開催を決定したとき</p> <p>(2) 代議員の 50 名以上の者が、会議の目的を明示した書面をもって常任委員会に開催を請求したとき</p> <p>(代議員会の招集)</p> <p>第 18 条 代議員会は、常任委員会の決定に基づき、会長が招集する。</p> <p>2 代議員会は、対面による会議、もしくは対面による会議とオンライン会議形式を併用する方法により行う。</p> <p>(緊急事態における代議員会の延期、中止および書面開催)</p> <p>第 19 条 前条の規定にかかわらず、自然災害および社会情勢により、代議員会の招集が困難な場合、会長は常任委員会と協議の上これを延期または中止することができる。この場合には、会長は決定後速やかに代議員に対し、その理由とともに通知しなければならない。</p> <p>2 前項に基づき代議員会を延期または中止した場合、会長は、予算案および緊急に決議が必要と常任委員会が判断した事項について、代議員に対し、書面による議決権の行使を求めることができる。</p> <p>3 前項に定める書面による議決権の行使は、本会が発行する議決権行使書によらなければならない。</p> <p>4 会長は、第 2 項の定めに基づき代議員に書面によって議決権を行使させたときは、その結果を公表しなければならない。</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第 20 条 代議員会の招集にあたり、会長は開催日時の 14 日前までに、代議員に対し、開催日時、開催形式、会場および議題を明示して通知しなければならない。</p>
---	--

<p>(代議員会の議事)</p> <p><u>第 19 条</u> 代議員会は、代議員総数の 5 分の 1 以上の者の出席によって成立する。</p> <p><u>第 18 条</u></p> <p>5 <u>代議員会の議事について特別な利害関係のある者は、議決権を行使することができない。</u></p> <p><u>第 19 条</u></p> <p>2 <u>代議員会の議事は、出席代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は、代議員として議決に加わることができない。</u></p> <p>3 <u>代議員会に出席しない代議員は、書面により委任して、議決権を行使することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定によって議決権を行使する者は、出席者とみなす。</u></p> <p>(代議員会の議長)</p> <p><u>第 18 条</u> 代議員会の議長は、会議の都度、代議員の中から選出する。</p>	<p>(代議員会の出席方法)</p> <p><u>第 21 条</u> 代議員は代議員会に、以下の各号に規定するいずれかの方法で出席することができる。</p> <p>(1) <u>代議員会の会場に出席する</u></p> <p>(2) <u>オンライン方式で出席する</u></p> <p>(3) <u>代議員会議長に対する委任状を提出することで出席する</u></p> <p>(代議員会の成立要件)</p> <p><u>第 22 条</u> 代議員会は、代議員総数の 5 分の 1 以上の者の出席によって成立する。</p> <p>2 <u>代議員会への出席は、次の方法を認める。</u></p> <p>(1) <u>会議場での対面参加</u></p> <p>(2) <u>オンラインからの参加</u></p> <p>(3) <u>書面等による委任による参加</u></p> <p>3 <u>代議員会の議事について、特別な利害関係のある代議員は、議決権を行使することができない。</u></p> <p>(代議員会での議決および議決方法)</p> <p><u>第 23 条</u> 代議員会の議事は、委任状提出者を除く出席者の過半数で決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 <u>代議員は代議員会において、以下の各号に規定するいずれかの方法で議決権を行使することができる。</u></p> <p>(1) <u>代議員会の会場で議決権を行使する</u></p> <p>(2) <u>オンライン方式で議決権を行使する</u></p> <p>(3) <u>委任状提出者がさらに議決権行使を望む場合、議長に対して招集通知に示された議案の一部または全部について、自らの賛否とその理由を示した書面を委任状に添付し、提出することができる。この場合、当該委任者は議決権行使者とみなす</u></p> <p>3 <u>前項第 3 号の方式によって議決権を行使した代議員があった際には、対面方式で開催される代議員会の会場において、常任委員会が提出された書面を代読するものとする。</u></p> <p>4 <u>代議員会の議事について、特別な利害関係のある代議員は、議決権を行使することができない。</u></p> <p>(議長の選任)</p> <p><u>第 24 条</u> 代議員会の議長は、会議の都度、会長が出席代議員のうち、対面方式にて参加した者の中から指名する。</p> <p>2 <u>議長は、代議員として当該会議の議決に加わるこ</u></p>
--	--

2 議長は、会議終了後遅滞なく、議事録を作成し、常任委員会に提出しなければならない

第5章 役員

(役員の数)

第20条 本会に、役員として会長1名、副会長2名以上、常任委員24名および監事2名を置く。

2 本会に、役員として、顧問および相談役を、若干名置くことができる。

(役員の職務)

第21条 会長は、本会を代表し、常任委員会の決定にしたがって、別に規則で定める業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長が予め定める順序にしたがって、前項の業務を代行する。

3 常任委員は、本会の常任委員会を組織して、本会の業務を決定する。

4 監事は、本会の業務の執行ならびに会計および財産の状況を監査する。

6 前各項に定めるもののほか、役員の職務に関し必要な事項は別に規則に定める。

(役員任期)

第26条 役員任期は、就任後3年目10月または11月に開催される定時代議員会の終了までとする。

2 役員(顧問および相談役を除く。以下この条において同じ。)の同一役職の重任は、原則として3期までとする。

3 任期途中で就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、その任期満了の後でも、新たな役員が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員選任)

第22条 会長は、常任委員会が、会員のうちから指名し、常任委員長が任命する。

2 副会長、顧問および相談役は、常任委員会が、会員

ができない。

(議事録の作成)

第25条 議長は、議事録の正確性を担保するため、議事録署名人2名を対面方式あるいはオンライン方式で出席した代議員の中から指名する。

2 議長は、代議員会終了後、遅滞なく議事録を作成し、議長および前項で定めた議事録署名人の署名を付した上で、常任委員会に提出しなければならない。

第5章 役員

(役員の数)

第26条 本会に、役員として会長1名、副会長2名以上、常任委員24名および監事2名を置く。

(役員職務)

第27条 会長は、本会を代表し、常任委員会と連携して、別に規則で定める業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長が予め定める順序にしたがって、前項の業務を代行する。

3 常任委員は、本会の常任委員会を組織して、本会の業務を決定する。

4 監事は、本会の業務の執行並びに会計および財産の状況を監査する。

5 前各項に定めるもののほか、役員の職務に関し必要な事項は別に規則に定める。

(役員任期)

第28条 役員任期は、就任後3年目の11月に開催される代議員会の終了までとする。

2 役員同一役職の重任は、原則として3期までとする。

3 任期途中で就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、その任期満了の後でも、新たな役員が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員選任)

第29条 新たな会長は、常任委員会が、会員のうちから指名し、会長が任命する。

2 副会長は、常任委員会が会員のうちから指名し、会

のうちから指名し、会長が任命する。

3 常任委員のうち 19 名は、第 24 条各号に定める選出母体ごとにそれぞれの所属代議員の互選によって選出し、他の 5 名は、常任委員会が、会員のうちから指名し、常任委員長が任命する。

4 監事は、代議員の互選によって選出する。

(資格兼併の禁止)

第 23 条 役員は他の役員を兼ねることができない。

(互選常任委員の定数)

第 24 条 第 22 条第 3 項の規定により代議員の互選によって選出される常任委員の定数は、選出母体ごとに次の各号に掲げるところによる。

(1) 旧制成城高等学校の卒業者 2 名

(2) 旧制成城高等女学校の卒業者 1 名

(4) 成城学園高等学校およびアルザス成城学園高等部の卒業者 4 名

(3) 成城大学各学部の卒業者、成城大学短期大学部(成城短期大学)、同専攻科および大学院の卒業者または修了者(第 5 条第 3 号および第 4 号に掲げる者を含む) 12 名

(役員~~の~~補充)

第 27 条 第 22 条第 3 項の規定によって代議員の互選によって選出される常任委員に欠員が生じたときは、直近の選挙における次点者を、第 24 条の規定の定める区分にしたがって繰り上げて、これを補充する。

2 常任委員に当選した者または前項の規定によって補充された者が就任を辞退したときも、前項の例による。

3 監事に欠員が生じたとき、または監事に当選した者が就任を辞退したときは、直近の選挙における次点者を繰り上げて、これを補充する。

4 前項の規定によって補充された者が就任を辞退したときも、前項の例による。

第 6 章 常 任 委 員 会

(常任委員長、常任副委員長)

第 28 条 常任委員会に、常任委員長 1 名および常任副委員長 2 名を置く。

長が任命する。

3 常任委員のうち 19 名は、第 31 条各号に定める選出母体ごとにそれぞれの所属代議員の互選によって選出し、他の 5 名は、常任委員会が、会員のうちから指名し、常任委員長が任命する。

4 監事は、代議員の互選によって選出する。

5 役員の選出方法、選挙不成立の場合および役員の補充等についての取り扱いは、別に定める。

(役員兼務の禁止)

第 30 条 役員は他の役員を兼ねることができない。

(互選常任委員の定数)

第 31 条 第 29 条第 3 項の規定により代議員の互選によって選出される常任委員の定数は、選出母体ごとに次の各号に掲げるところによる。

(1) 旧制成城高等学校の卒業者 2 名

(2) 旧制成城高等女学校の卒業者 1 名

(3) 成城学園高等学校およびアルザス成城学園高等部の卒業者、並びに第 5 条第 9 号から選出された者 4 名

(4) 成城大学の卒業者(第 5 条第 3 号に掲げる者を含む)、並びに大学院の修了者、成城短期大学および成城大学短期大学部の卒業者、並びにそれぞれの専攻科の卒業者 12 名

(互選常任委員の選挙方法)

第 32 条 第 31 条第 3 項の規定によって代議員の互選によって選出される常任委員に欠員が生じたときは、直近の選挙における次点者を、第 31 条の規定の定める区分にしたがって繰り上げて、これを補充する。

2 常任委員に当選した者または前項の規定によって補充された者が就任を辞退したときも、前項の例による。

第 6 章 常 任 委 員 会

(常任委員長、常任副委員長)

第 33 条 常任委員会に、常任委員長 1 名および常任副委員長 2 名を置く。

2 常任委員長および常任副委員長は、常任委員の互選によって選出する。

3 常任委員長は、本会を代表し、常任委員会の決定に基づいて、本会の業務を執行する。

4 常任副委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるとき、または常任委員長が欠けたときは、常任委員長が予め定める順序にしたがって、その職務を代行する。

(会議の招集)

第29条 常任委員会は、常任委員長が招集する

2 常任委員会を招集するには、会日から7日前までに、各常任委員に対し、会議の目的事項を明示して、その通知を発することを要する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(常任委員による招集の請求)

第30条 常任委員長は、常任委員5名以上から会議の目的事項を明示して常任委員会の招集請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から7日以内に、常任委員長が常任委員会の招集の手続きをしないときは、その請求をした者は、これを招集することができる。

(常任委員会の議事)

第31条 常任委員会の議長は、常任委員長をもって充てる。

2 常任委員会の議事は、常任委員の過半数で決し、可否同数のときは、常任委員長の決するところによる。

3 第19条第3項ないし第5項の規定は、常任委員会の議事について準用する。この場合において、同規定中「代議員」とあるのは「常任委員」と、「代議員会」とあるのは「常任委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

(常任委員会議事録)

第32条 常任委員長は、会議終了後遅滞なく、議事録を作成しなければならない。

第20条

2 常任委員長および常任副委員長は、常任委員の互選によって選出する。

3 常任委員長は、本会を代表し、会長と連携して、常任委員会の決定に基づいて、本会の業務を執行する。

4 常任副委員長は、常任委員長を補佐し、常任委員長に事故があるとき、または常任委員長が欠けたときは、常任委員長が予め定める順序にしたがって、その職務を代行する。

(会議の招集)

第34条 常任委員会は、常任委員長が招集する。

2 常任委員会を招集するには、会日から7日前までに、各常任委員に対し、会議の目的事項を明示して、その通知を発することを要する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(常任委員による招集の請求)

第35条 常任委員長は、常任委員5名以上から会議の目的事項を明示して常任委員会の招集請求があったときは、7日以内にこれを招集しなければならない。

(常任委員会の議事)

第36条 常任委員会の議長は、常任委員長または常任委員長が指名した者をもって充てる。

2 常任委員会は、常任委員の過半数の者の出席で成立する。

3 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数で決し、可否同数のときは、常任委員長の決するところによる。

4 常任委員会の議事について特別な利害関係のある者は、議決権を行使することができない。

(常任委員会議事録)

第37条 常任委員長は、会議終了後遅滞なく、議事録を作成しなければならない。

第7章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

2 本会に、役員として、顧問および相談役を、若干名置くことができる。

第21条

5 顧問および相談役は、第3条の事業および本会の業務について、会長または常任委員会の諮問に応じて意見を述べることができる。

第22条

2 副会長、顧問および相談役は、常任委員会が、会員のうちから指名し、会長が任命する。

第7章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第33条 本会に、委員10名をもって組織する選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、代議員および常任委員・監事、ならびに学校法人成城学園評議員のうち卒業者から選出すべき者の選出に関する事務を管理する。

第8章 事務局

(事務局長)

第34条 本会に、会務執行のために、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長および事務局員によって構成する。

3 事務局長は、常任委員会の承認を経て、会長が任免し、常任委員会の指揮の下に、本会の事務を処理する。

第9章 会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予算および決算)

第38条 本会に、顧問および相談役を、若干名置くことができる。

2 顧問および相談役は、第3条の事業および本会の業務について、会長または常任委員会の諮問に応じて意見を述べることができる。

3 顧問および相談役は、常任委員会が会員のうちから指名し、会長が任命する。

4 顧問・相談役の任期はその任命を承認した常任委員会の任期終了までとし、重任は妨げない。

5 その他詳細については別に定める。

第8章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第39条 本会に、委員10名をもって組織する選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、代議員および常任委員・監事、並びに学校法人成城学園評議員のうち卒業者から選出すべき者の選出に関する事務を管理する。

3 その他詳細については別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会に、会務執行のために、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長および事務局員によって構成する。

3 事務局長は、常任委員会の承認を経て、会長が任免し、常任委員会の指揮の下に、本会の事務を処理する。

4 事務局長の任期は承認した常任委員会の任期終了までとし、重任は妨げない。

5 事務局員の採用・退職などの詳細については別にこれを定める。

第10章 会計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(予算および決算)

第36条 本会の予算は、毎事業年度開始前に、代議員会の議決によって決定する。

- 2 本会の決算は、監事の意見を付して、毎事業年度終了後最初の定時代議員会に提出して、その承認を得なければならない。

(基金の積立)

第38条 本会は、事業年度ごとに、終身会費収入の一部を、基金として積み立てなければならない。

- 2 前項の基金について、積立額および用途は、代議員会が決定する。

第10章 支部会、部会および関連組織

(支部会)

第39条 会員は、常任委員会の承認を経て、支部会を組織することができる。

- 2 支部会の名称は、地域名など、その支部会の特徴を表わす文字に「成城会」の文字を付するものとする。

(部会)

第40条 会員は、常任委員会の承認を経て、第5条第1号および第5号に掲げる学校別に部会を設けることができる。

(OB・OG会、成城会)

第41条 会員は、成城学園にかつて存在したまたは現に存在する運動部、文化部、同好会その他の団体のOB・OG会を登録することができる。

- 2 会員は、業界・業種・法人別の団体を設立し、登録することができる。
- 3 前項が定める団体の名称は、原則として、業界・業種・法人名を表す文字に「成城会」の文字を付するものとする。

第42条 本会の予算は、毎事業年度開始前に、代議員会の議決によって決定する。

- 2 本会の決算は、監事の意見を付して、毎事業年度終了後最初の定時代議員会に提出して、その承認を得なければならない。

(基金の積立)

第43条 本会は、事業年度ごとに、基金を積み立てなければならない。

- 2 前項の基金について、積立額および用途は、代議員会が決定する。

(特別会計)

第44条 本会は、複数事業年度にわたる事業のために、特別会計として、準備金勘定を設けることができる。

- 2 複数事業年度にわたる事業のために準備金勘定を設けた場合、特別会計として、準備金勘定とは別に、事業勘定を設けなければならない。
- 3 前項の事業勘定は、事業ごとの収支を明示しなければならない。

第11章 支部会、部会および関連組織

(支部会)

第45条 会員は、常任委員会の承認を経て、支部会を組織することができる。

- 2 支部会の名称は、地域名など、その支部会の特徴を表わす文字に「成城会」の文字を付するものとする。

(部会)

第46条 会員は、常任委員会の承認を経て、第5条第1号から第8号に掲げる学校別に部会を設けることができる。

(OB・OG会、成城会)

第47条 会員は、成城学園に現に存在またはかつて存在した運動部、文化部、同好会その他の団体のOB・OG会を登録することができる。

- 2 会員は、業界・業種・法人別の団体を設立し、登録することができる。
- 3 前項が定める団体の名称は、原則として、業界・業種・法人名を表す文字に「成城会」の文字を付するものとする。

(同窓会からの補助)

第48条 支部会および部会は、同窓会からの補助を受

<p>(届出事項)</p> <p>第42条 支部会、部会、OB・OG会または成城会は、その名称・代表者および構成員を常任委員会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第11章 会則の変更</p> <p>(会則の変更)</p> <p>第43条 この会則を変更するには、代議員会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第12章 公告の方法その他</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第44条 本会の公告は、本会の事務所に掲示して行なう。</p> <p>第45条 この会則の施行について必要な事項は、常任委員会が定める。</p>	<p>けることができる。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第49条 支部会、部会、および第47条で定めるOB・OG会等は、その名称・代表者および構成員を常任委員会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第12章 会則の改定</p> <p>(会則の改定)</p> <p>第50条 この会則を改定するには、改定案を常任委員会が発議し、代議員会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第13章 公告の方法その他</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第51条 本会の公告は、事務局への掲示、ホームページおよび会誌への掲載のいずれかをもって行なう。</p> <p>(施行規則等)</p> <p>第52条 この会則の施行について必要な事項は、常任委員会が定める。</p>
--	---